

職業訓練指導員免許資格取得講習

48時間講習



京都府では、厚生労働大臣の指定する講習（**48時間講習**）を実施しております。修了した方には、申請により**職業訓練指導員免許**が与えられます。

技能検定1級をお持ちの方は、実務経験問わず受講資格があります。

詳しくは当協会
ホームページへ



【講習について】

この講習は、職業訓練指導員試験とは別に、職業能力開発促進法施行規則第39条の規定に基づいて、「特例」として職業訓練指導員免許の資格を取得することができる講習です。

通称「48時間講習」といいます。

講習科目をもれなく履修し、確認試験に合格された方は、所定の手続きに従って住民票のある都道府県に申請を行うことにより、知事から指導員免許が与えられます。

【職業訓練指導員（テクノインストラクター）とは】

職業訓練指導員は、公共職業訓練及び認定職業訓練において、受講者に、技能・技術の指導によるスキルアップの支援やキャリアコンサルティングによる就職支援を行う、法律（職業能力開発促進法）に基づく『専門職』です。

【職業訓練指導員免許を取得するメリット】

1. 該当職種の職業訓練指導員等の仕事に就くことができる

職業訓練指導員は、公共職業訓練及び認定職業訓練において訓練を担当することができます。また、法務省の「矯正施設」で法務技官として働くことも可能です。

2. ある一定の能力を保持している事の証明となる

免許資格は、都道府県知事から付与されますので、公的な証明となります。

3. 関連職種の技能検定1級までの学科試験が免除される

職業訓練指導員は、技能検定1級の技能検定の学科試験の全部の免除を受けることができます。

※京都府職業能力開発協会会員の協同組合及び事業所等に所属の方は、**テキスト代が無料**となります！

<この講習に関するお問合せ>

京都府職業能力開発協会 総務振興課

〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町 121-3 京都府立京都高等技術専門校内

TEL : 075-642-5075 FAX : 075-642-5085 E-mail : soumu@kyo-noukai.com